

5 計画の実施に当たって踏まえるべき事項

(1) 施策連携の強化

- ▶ 担い手育成等の農林水産施策との連携
- ▶ 社会資本整備重点計画等に基づく他の公共事業との連携

(2) 国と地方公共団体、土地改良区等の役割分担と連携強化

- ▶ 全国的な視点から、優良農地や農業用排水施設の整備・確保を効率的に実施
- ▶ 国と地方公共団体、土地改良区等との適切な役割分担と連携強化

(3) 地域の特性に応じた整備

- ▶ 地方の自主性の尊重、農村の多様な資源の活用
- ▶ 地域の発展段階に応じた段階的整備方式の活用

(4) 地球環境問題への対応

- ▶ 自然エネルギーの有効利用、バイオマス活用等による地球温暖化対策の推進とバイオマスタウン構想の実現
- ▶ 気候変動が及ぼす影響の評価及び対応策の検討と具体化
- ▶ 水管理を通じた自然環境の保全・再生の推進

(5) 情報化の推進、技術の開発

- ▶ 農地、農業用水、農業用排水施設等に関する基礎的な情報基盤の整備と活用
- ▶ 技術開発計画の策定と新技術の積極的な活用

(6) 入札契約の透明性、競争性の拡大

- ▶ 公共工事の品質確保
- ▶ 一般競争入札や総合評価落札方式の拡大

(7) 事業評価の厳正な運用と透明性の確保

- ▶ 費用対効果分析等による政策効果の適切な把握
- ▶ 積極的な情報公開

(8) 工期管理とコスト構造改善

- ▶ 徹底した事業工期の管理
- ▶ ライフサイクルコスト等を新たに評価に加えた総合的なコスト構造の改善の推進